

## はしがき

本書は、法学・日本国憲法を初めて学ぶ学生、市民を讀者として書かれています。法律や法学というと「硬い」とか「とっつきにくい」といったイメージを抱きがちですが、それは、人々の日常生活からみた法律の一面ではあります。が、どの領域においても専門性の中に分け入ろうとするときには、初めの一步は、同様ではないでしょうか。本書は一見、むずかしいという印象をもたれがちな法学への入口として親しみやすい形で始めています。初学者がむずかしいと考えがちなところをできるだけ予想して、わかりやすく導くことをめざしています。書名である『アソシエイト法学』のアソシエイトとは「初学者とともにある」、「寄り添う」という執筆者の思いを表しており、また読み進むにしたがって高度な内容まで至ることができるようになっていきます。

Ubi societas ibi ius. (社会あるところに法あり) という法諺があります。法は社会の支配権力の成立とともに古い社会規範ですが、現代においては、法が社会のあらゆる領域に浸透しているという現象がみられます。古くは、宗教や道徳によって規律されていた、例えば家族や親密な関係にある人々の関係でも、法律によって規律されるようになりました。新しいところでは、ストーカー行為等の規制等に関する法律などがそれです。急速に進みつつある経済や科学技術の領域でも同様のことがみられます。このように現代においては、膨大な数の法が存在しています。そのうちで重要かつ基本的なものが、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の六法ですが、本書では前三者に法分野を絞ってそれらの骨格的構造を理解します。さらに、法律は、「書かれてある」ばかりではなく社会の中で実際に働いています。そのプロセスには、裁判所があり、実際に法律を取り扱う裁判官、弁護士、検察官などの法の専門家がいます。これらについて知らなければ、社会における実際の法の全体像はつかめません。これらも取り上げています。

法は、一面では技術であり、実務では戦略的に考えることも必要ですが、普遍的な基盤もあります。法の理念のうちでは、正義が代表的なものですが、それらにも配慮しています。法の実際を広くみるために外国の事情にもいくつか

触れています。

本書は、5つの部からできています。第1部は、あらゆる法律に共通する内容で、法律用語、法律の条文の読み方、法と法律の違い、判決、そして法を解釈することについて取り上げています。第2部は、日本国憲法をこれも具体的な事件を多く挙げながらみます。また、民主主義のあり方として、権力分立や、アメリカの大統領制とイギリスの議院内閣制についても考えます。第3部は、日常生活に密接に関係している領域である民法です。民法の意味するところは、ドイツ語の *Bürgerliches Recht*、つまり「市民の法」です。サー・ヘンリー・メインは、社会の推移を「身分から契約へ」と特徴づけています。契約と不法行為、そして相続・家族を取り上げます。第4部は、刑法で犯罪と刑罰について学びます。犯罪に巻き込まれる人は少ないかもしれませんが、しかし、逆にいえば、誰でも犯罪に巻き込まれる可能性はあります。そして、裁判員裁判が始まり、市民が犯罪や刑罰について考え、判断しなければならない機会も増えてきました。専門用語が多いかもしれませんが、一緒に考えましょう。そして第5部は、裁判所と法律家です。ここでは、比較法社会的に、ドイツの裁判所と法律家についてのトピックがあります。

最後に、法は「書かれてあるもの」ですから、実際法律条文にあたる必要が多いと思います。本書とともに、ぜひ、簡単な六法全書を傍らに備えて参照されることをお勧めします。さあ、楽しみながら法の世界に入りましょう。

2016年8月

執筆者を代表して 大橋 憲広